

東海市告示第35号

令和6年度東海市姉妹都市交流事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市姉妹都市交流事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市と姉妹都市提携を結んでいる国内の都市（以下「姉妹都市」という。）との交流事業を行う団体に対し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、その活動の助長を図り、もって市民による姉妹都市との親善交流の推進を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動の拠点が東海市であること。
- (2) 文化、スポーツ、産業等の研究、推進等の活動を1年以上継続していること。
- (3) 構成員数が10人以上であること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、姉妹都市又は姉妹都市に活動の拠点がある団体等で市長が認めるものが親善交流の促進を目的として行う事業で、補助対象団体の構成員が5人以上で出演等をするものとする。ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 国、市又は他の地方公共団体から当該事業に対し、旅費の補助金の交付を受けている場合
- (2) 営利を目的としている場合

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のうち旅費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算で定める額の範囲内において、補助対象事業に参加する者のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学しているもの1人につき2万円(小学生以下の者が鉄道のみを利用し、及び宿泊を伴わない場合は、1万円)を限度として交付する。ただし、1団体への補助金の額は、30万円を限度とする。

2 補助は、1団体につき1事業とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者(以下「代表者」という。)は、補助対象事業の実施の2週間前までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 会則等当該団体の設立年月日、構成員、活動内容等を証する書類
- (2) 前年度の活動実績を証する書類
- (3) 事業計画書及び参加者名簿
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第7条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第8条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 代表者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績(見込)報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績(見込)報告書を提出した代表者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、代表者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることがある。

2 代表者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。